

議案第 6 1 号

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

（提案理由）

下水道使用料の改定をするため、条例を改正する必要があるので、
本案を提出する。

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

瑞穂町下水道条例（昭和 5 4 年条例第 1 2 号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第 1 使用料の欄中「5 0 5 円」を「6 9 0 円」に、「9 5 円」
を「1 1 9 円」に、「1 1 0 円」を「1 5 0 円」に、「1 4 0 円」
を「1 9 5 円」に、「1 8 0 円」を「2 4 5 円」に、「2 1 5 円」
を「2 8 5 円」に、「2 8 0 円」を「3 5 8 円」に、「3 5 5 円」
を「4 4 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞穂町下水道条例の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の汚水排出量に係る使用料について適用し、同日前の汚水排出量に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する使用料の算定に当たっては、認定期間の各月の汚水排出量は、均等して排出したものとみなす。

瑞穂町下水道条例 新旧対照表

新			旧		
目次 略			目次 略		
第1章から第6章 略			第1章から第6章 略		
別表第1(第18条関係)			別表第1(第18条関係)		
区分	排出量	使用料	区分	排出量	使用料
一般 汚水	10立方メートル以 下の分	<u>690円</u>	一般 汚水	10立方メートル以 下の分	<u>505円</u>
	10立方メートルを 超え20立方メー トル以下の分	1立方メートル につき <u>119円</u>		10立方メートルを 超え20立方メー トル以下の分	1立方メートル につき <u>95円</u>
	20立方メートルを 超え50立方メー トル以下の分	1立方メートル につき <u>150円</u>		20立方メートルを 超え50立方メー トル以下の分	1立方メートル につき <u>110円</u>
	50立方メートルを 超え100立方メー トル以下の分	1立方メートル につき <u>195円</u>		50立方メートルを 超え100立方メー トル以下の分	1立方メートル につき <u>140円</u>
	100立方メートル を超え200立方メ ートル以下の分	1立方メートル につき <u>245円</u>		100立方メートル を超え200立方メ ートル以下の分	1立方メートル につき <u>180円</u>
	200立方メートル を超え500立方メ ートル以下の分	1立方メートル につき <u>285円</u>		200立方メートル を超え500立方メ ートル以下の分	1立方メートル につき <u>215円</u>
	500立方メートル を超え1,000立方 メートル以下の分	1立方メートル につき <u>358円</u>		500立方メートル を超え1,000立方 メートル以下の分	1立方メートル につき <u>280円</u>
	1,000立方メー トルを超える分	1立方メートル につき <u>440円</u>		1,000立方メー トルを超える分	1立方メートル につき <u>355円</u>
別表第2から別表第6 略			別表第2から別表第6 略		
附 則					
(施行期日)					
1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。					

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞穂町下水道条例の規定は、令和9年4月1日以後の污水排出量に係る使用料について適用し、同日前の污水排出量に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する使用料の算定に当たっては、認定期間の各月の污水排出量は、均等して排出したものとみなす。